

◆ 申立書等と省略することができる添付書類

省略することができる添付書類は次のとおりです。

ただし、事前指導願提出時点から

◇ 添付書類の省略の申立書

◇ 先行許可証の写し を添付する必要があります。

また、本申請時点において、先行許可証の原本を提示してください。

1 . 産業廃棄物関係

(規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類)

- (1) 申請者が個人である場合
 - ・住民票の写し
 - ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等※
- (2) 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (誓約書)
- (3) 申請者が未成年者である場合
 - ・法定代理人の住民票の写し
 - ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等※
- (4) 申請者が法人である場合
 - ・役員の住民票の写し
 - ・役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等※
 - ・発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 (株主) の住民票の写し
 - ・株主の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等※
(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- (5) 申請者に令第六条の十に規定する使用人 (政令で定める使用人) がある場合
 - ・政令で定める使用人の住民票の写し
 - ・政令で定める使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等※

2 . 一般廃棄物処理施設関係

(規則第3条第5項に掲げる書類のうち第10号から第15号に掲げる書類)

- (1) 申請者が個人である場合
 - ・住民票の写し
- (2) 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 (誓約書)
- (3) 申請者が未成年者である場合
 - ・法定代理人の住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合
 - ・役員の住民票の写し
 - ・株主の住民票の写し (これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- (5) 申請者に令第四条の七に規定する使用人 (政令で定める使用人) がある場合
 - ・政令で定める使用人の住民票の写し

※法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。